

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	特別職の職員の身分の取扱い	関係項目	
調整 の 内 容	1. 特別職の職員の設置、人数、任期については、法令等の定めるところによる。法令等の定めがない場合は、新市において調整する。 2. 特別職の職員の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。		

説 明 資 料				
鷹 巢 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				
鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	調整方針の 具体的な内容
(報酬は月額)	(報酬は月額)	(報酬は月額)	(報酬は月額)	
1. 常勤の特別職	1. 常勤の特別職	1. 常勤の特別職	1. 常勤の特別職	
町長 892,000円	町長 766,000円	町長 769,000円	町長 750,000円	市長のほか、助役、
助役 657,000円	助役 596,000円	助役 584,000円	助役 575,000円	収入役、教育長を置く。
収入役 611,000円	収入役 553,000円	収入役 534,000円	収入役 円	報酬は、現行の報酬
教育長 581,000円	教育長 558,000円	教育長 495,000円	教育長 495,000円	額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。
2. 議会議員	2. 議会議員	2. 議会議員	2. 議会議員	行政委員会の委員
議長 298,000円	議長 262,000円	議長 258,000円	議長 249,900円	数、任期は、各法令の
副議長 273,000円	副議長 236,000円	副議長 229,000円	副議長 225,400円	定めるところによる。
議員 259,000円	議員 225,000円	議員 218,000円	議員 215,600円	
3. 行政委員会の委員	3. 行政委員会の委員	3. 行政委員会の委員	3. 行政委員会の委員	
教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育委員会	
委員長 456,000円／年	委員長 190,000円／年	委員長 200,000円／年	委員長 196,000円／年	議会の議員の定数及び任期及び農業委員会
同職務代理者 420,000円／年	同職務代理者	同職務代理者	同職務代理者 170,000円／年	の委員の定数及び任期は別途協議
委員 396,000円／年	委員 152,000円／年	委員 150,000円／年	委員 163,500円／年	
選挙管理委員会	選挙管理委員会	選挙管理委員会	選挙管理委員会	
委員長 276,000円／年	委員長 170,000円／年	委員長 170,000円／年	委員長 161,000円／年	
同職務代理者 252,000円／年	同職務代理者	同職務代理者	同職務代理者 139,500円／年	
委員 240,000円／年	委員 150,000円／年	委員 150,000円／年	委員 129,000円／年	
監査委員	監査委員	監査委員	監査委員	
識見者 456,000円／年	識見者 210,000円／年	識見者 200,000円／年	識見者 193,000円／年	
議会選出 288,000円／年	議会選出 110,000円／年	議会選出 150,000円／年	議会選出 150,000円／年	

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協議事項	特別職の職員の身分の取扱い	関係項目	
調整の内容			

説明資料				
鷹巣阿仁地域4町の現況				調整方針の 具体的な内容
鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
農業委員会 会長 468,000円/年 会長代理 432,000円/年 委員 396,000円/年 固定資産評価審査委員会 委員 6,500円 (会議出席1回につき)	農業委員会 会長 288,000円/年 会長代理 258,000円/年 委員 231,000円/年 固定資産評価審査委員会 委員 7,000円 (会議出席1回につき)	農業委員会 会長 276,000円/年 会長代理 240,000円/年 委員 228,000円/年 固定資産評価審査委員会 委員 6,000円 (会議出席1回につき)	農業委員会 会長 257,500円/年 会長代理 225,000円/年 委員 214,500円/年 固定資産評価審査委員会 委員 6,200円 (会議出席1回につき)	
4. 審議会、委員会等の付属機関の委員及びその他の特別職 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例から抜粋 報酬額について記載のないものは、会議出席1回につき6,500円	4. 審議会、委員会等の付属機関の委員及びその他の特別職 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例から抜粋 報酬額について記載のないものは、会議出席1回につき費用弁償のみ	4. 審議会、委員会等の付属機関の委員及びその他の特別職 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例から抜粋 報酬額について記載のないものは、予算の範囲内	4. 審議会、委員会等の付属機関の委員及びその他の特別職 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例から抜粋 報酬額について記載のないものは、会議出席1回につき5,000円	
【共通するもの】 交通指導員 80,000円/年	【共通するもの】 交通指導員 40,000円/年	【共通するもの】 交通指導員 同左	【共通するもの】 交通指導員 48,500円/年	

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協議事項	特別職の職員の身分の取扱い	関係項目	
調整の内容			

説明資料							
鷹巣阿仁地域4町の現況							
鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	調整方針の具体的な内容			
選挙長	10,700円/回	選挙長	同左	選挙長	同左	選挙長	同左
投票管理者	12,700円/回	投票管理者	同左	投票管理者	同左	投票管理者	同左
開票管理者	10,700円/回	開票管理者	同左	開票管理者	同左	開票管理者	同左
投票立会人	10,800円/回	投票立会人	同左	投票立会人	同左	投票立会人	同左
開票立会人	8,900円/回	開票立会人	同左	開票立会人	同左	開票立会人	同左
選挙立会人	8,900円/回	選挙立会人	同左	選挙立会人	同左	選挙立会人	同左
国民健康保険運営協議会委員	32,000円/年	国民健康保険運営協議会委員	2,300円/日	国民健康保険運営協議会委員	6,000円/日	国民健康保険運営協議会委員	会長43,000円 委員33,000円
民生委員推せん会委員	6,500円/日	民生委員推せん会委員	2,300円/日	民生委員推せん会委員	6,000円/日	民生委員推せん会委員	6,200円/日
社会教育委員	32,000円/年	社会教育委員	2,300円/日	社会教育委員	3,000円/日	社会教育委員	6,200円/日
特別陪審議会委員	6,500円/日	特別陪審議会委員	2,300円/日	特別陪審議会委員	6,000円/日	特別陪審議会委員	6,200円/日
文化財保護審議会委員	25,000円/年	文化財保護審議会委員	2,300円/日	文化財保護審議会委員	3,000円/日	文化財保護審議会委員	6,200円/日
防犯指導員	40,000円/年	防犯指導員	40,000円/年	防犯指導員	24,000円/年	防犯指導員	32,200円/年
体育指導委員	25,000円/年	体育指導委員	15,000円/年	体育指導委員	12,000円/年	体育指導委員	6,200円/日
消防団員		消防団員		消防団員		消防団員	
団長	80,000円/年	団長	70,000円/年	団長	70,000円/年	団長	72,000円/年
副団長	60,000円/年	副団長	55,000円/年	副団長	55,000円/年	副団長	52,500円/年
分団長	50,000円/年	分団長	30,000円/年	分団長	30,000円/年	分団長	32,200円/年
副分団長	40,000円/年	副分団長	25,000円/年	副分団長	25,000円/年	副分団長	27,200円/年
部長	-	部長	20,000円/年	部長	20,000円/年	部長	19,000円/年
班長	25,000円/年	班長	18,000円/年	班長	17,000円/年	班長	18,000円/年
団員	22,000円/年	団員	16,000円/年	団員	15,000円/年	団員	17,000円/年

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協議事項	特別職の職員の身分の取扱い	関係項目	
調整の内容			

説明資料 鷹巣阿仁地域4町の現況				調整方針の 具体的な内容
鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
<p>【その他】</p> <p>公民館運営審議会の委員 32,000円/年</p> <p>青少年問題協議会の委員 22,000円/年</p> <p>児童館長 22,000円/年</p> <p>幼稚園長 145,000円/月</p> <p>公民館長（地区） 210,000円/年</p> <p>公民館主事（地区） 30,000円/年</p> <p>行政協力委員 一人当たり 20,000円/年 一世帯当たり 500円/年</p> <p>社会教育指導員 90,000円/年</p> <p>個人情報保護審査会の委員、児童館運営委員会の委員、防災会議の委員、へき地保育所運営委員会の委員、農林水産振興審議会の委員、都市計画審議会の委員、基本構想審議会の委員、環境保全審議会の委員、大大鼓の館運営協議会の委員、学校給食運営委員会の委員、図書館協議会の委員、たかのす風土館運営委員会の委員、心身障害児就学指導委員会の委員 6,500円/日</p>	<p>【その他】</p> <p>母子推進員 50,000円/年</p> <p>出稼者地域相談員 46,000円/年</p> <p>食生活指導委員 10,000円/年</p> <p>衛生指導員 5,000円/年</p> <p>都市計画審議会委員 7,000円/年</p> <p>不法投棄監視員 35,000円/年</p> <p>保育園長 100,000円/月</p> <p>農業総合指導センター運営委員、転作確認認定員、緊急生産調整推進対策協議会委員、農業力調整会議委員、小作料協議会委員、緊急生産調整対策協議会委員、公民館運営審議会委員、公民館主事、図書館運営委員、生涯学習奨励員、学童研修センター運営協議会委員、給食調理場運営委員会委員、子ども未来基金審査委員会委員、老人保健福祉計画策定委員会委員、老人保健福祉計画連絡会委員、保健事業評価検討委員、保健センター運営審査会委員、防災会議委員、公文書公開審査会委員、水田農業経営確立対策協議会委員、水田農業再編緊急対策協議会委員</p>	<p>【その他】</p> <p>財産区管理会委員 会長 175,000円/年 委員 145,000円/年</p> <p>行政協力委員、健康づくり推進協議会委員、環境指導員、不法投棄監視員、保健協力員、出稼ぎ相談指導員、都市計画審議委員、育英資金貸付審査会委員、心身障害児就学指導委員、小学校学校医、中学校学校医、公民館運営審議会委員、公民館長、図書館長、図書館協議会委員、浜辺の歌音楽寒運営審議会委員、スポーツ振興審議会委員、学校給食センター運営審議会委員、情報公開及び個人情報保護審査会委員 予算の範囲内</p>	<p>【その他】</p> <p>財産区管理会委員 会長 60,500円/年 会長代理 51,000円/年 委員 49,000円/年</p> <p>病院運営協議会委員 会長 43,000円/年 委員 33,000円/年</p> <p>教育相談員 55,000円/月</p> <p>社会教育指導員 73,500円/月</p> <p>公民館運営審議会委員、心身障害児就学指導委員会委員、青少年問題協議会委員、教育研究所運営委員、町史編さん委員、伝承館協議会委員、健康づくり推進協議会委員、生涯学習奨励員、学校週五日制推進協議会委員、表彰審査会委員、情報公開審査会委員、学校給食運営委員会委員 6,200円/日</p>	

説明資料

内 容

行政委員会（農業委員会を除く。）委員の身分の取扱い（新設合併の場合）

区 分	内 容
教育委員会	<p>【地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第18条、19条、20条】</p> <p>4町の委員は、失職する。</p> <p>失職した委員から市長職務執行者が5人の委員を臨時に選任する。…………… 18条</p> <p>により選任された委員の任期は、新市の設置後最初に行われる市長選挙後最初に招集される議会の会期の末日まで。 ………… 18条</p> <p>議会の同意を得て委員が任命されるまでの間、教育長は、により選任された委員の互選により委員長に選任された委員を除く委員のうちから定めた者とする。…………… 19条</p> <p>新市の設置後最初に行われる市長選挙後最初に招集される議会において、市長が、議会の同意を得て任命する。</p> <p>・最初に任命された委員の任期…………… 20条</p> <p>2人は4年、1人は3年、1人は2年、1人は1年。</p> <p>この場合、各委員の任期は、市長が定める。</p>
選挙管理委員会	<p>【地方自治法施行令第4条】</p> <p>4町の委員は、失職する。</p> <p>議会において選挙されるまでの間、従来選挙管理委員会委員であった者の互選により4人の委員を定める。なお、市長職務執行者は、あらかじめ互選を行う場所及び日時について関係人に通知する。</p> <p>任期は、新市議会で委員が選挙されるまで。</p> <p>新市の設置後最初に行われる市長選挙後最初に招集される議会において、選挙する。…… 地方自治法第182条</p>

説明資料

内 容

行政委員会（農業委員会を除く。）委員の身分の取扱い（新設合併の場合）

区 分	内 容
公平委員会	<p>【地方公務員法第7条、9条】</p> <p>人口15万人未満の市町村は、条例で公平委員会を置くものとする。…………… 7条 新市長が議会の同意を得て、選任する。…………… 9条 定数は3人…………… 9条 任期は4年…………… 9条 他の地方公共団体の人事委員会に委託して公平委員会の事務を処理させることができる。…………… 7条</p>
監査委員	<p>【地方自治法第195条、196条、197条】</p> <p>4町の委員は、失職する。 新市長が議会の同意を得て、識見を有する者及び議員のうちから選任する。…………… 196条 定数は、新市にあっては、条例で定めることにより、3人又は2人。…………… 195条 任期は4年。…………… 197条</p>
固定資産評価審査委員会	<p>【地方税法第423条】</p> <p>4町の委員は失職する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 1 市長職務執行者は、市長が選挙されるまでの間は、従来の委員であった者のうちから選任した者を委員に充てることができる。（定数は、条例で定めるところにより3人以上。） - 2 市長は、新市の設置後最初に招集される議会の同意を得て委員が選任されるまでの間、従来の委員であった者のうちから選任した者を委員に充てることができる。（定数は、条例で定めるところにより3人以上。） <p>委員の定数は、3人以上とし、新市において条例で定める。 新市長が議会の同意を得て、選任する。</p>

説明資料

内 容

特別職の職員の身分の取扱いに関する法令

【 市町村長 】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

(知事及び市町村長)

第139条 都道府県に知事を置く。

2 市町村に市町村長を置く。

(任期)

第140条 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。

2 前項の任期の起算については、公職選挙法第259条及び第259条の2の定めるところによる。

(長の兼職禁止)

第141条 普通地方公共団体の長は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

2 普通地方公共団体の長は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び再任用短期間勤務職員と兼ねることができない。

(長の兼業禁止)

第142条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人(当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。)の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

○地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）

(長の職務を暫定的に行う者)

第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者(地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。)のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

2 前項の場合において協議が調わないときは、都道府県の設置にあっては総務大臣、市町村の設置にあっては都道府県知事は、同項に掲げる者のうちから当該普通地方公共団体の長の職務を行うべき者を定めなければならない。

3 第1項の場合において関係地方公共団体が一であるときは、関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者が当該普通地方公共団体の長の職務を行う。

説明資料

内 容

○公職選挙法（昭和25年4月15日法律第100号）

（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）

第33条 地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙又は長の任期満了に因る選挙は、その任期が終る日の前30日以内に行う。

2 地方公共団体の議会の解散に因る一般選挙は、解散の日から40日以内に行う。

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

4, 5(省略)

【 助 役 】

○地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）

（副知事及び助役の設置及びその定数）

第161条 都道府県に副知事1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

2 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる

3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。

（副知事及び助役の選任）

第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

（副知事及び助役の任期）

第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することはできる。

【 収 入 役 】

○地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）

（出納長・副出納長・収入役及び副収入役）

第168条 都道府県に出納長を置く。

2 市町村に収入役一人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。

説明資料

内 容

- 4 副出納長及び副収入役の定数は条例でこれを定める。
- 5 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。
- 6 出納長及び収入役は、検察官、警察官、若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。
- 7 第141条、第142条、第159条、第162条、第163条本文及び第164条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。
- 8 出納長及び収入役が、前項において準用する第142条の規定に該当するときは、その職を失う。その同条の規定に該当するかどうかは、普通地方公共団体の長がこれを決定しなければならない。
- 9 第143条第2項から第4項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

(出納長及び収入役等の職務権限)

第170条 法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、出納長及び収入役は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。

2~4(省略)

- 5 副出納長又は副収入役を置かない普通地方公共団体にあっては、普通地方公共団体の長は、出納長若しくは収入役に事故があるとき、又は出納長若しくは収入役が欠けたときその職務を代理すべき吏員を定めて置かなければならぬ。
- 6 出納長若しくは収入役に事故がある場合又は出納長若しくは収入役が欠けた場合において、副出納長若しくは副収入役(前項の規定により出納長又は収入役の職務を代理すべき吏員を含む。以下本項において同じ。)にも事故があるとき、又は副出納長若しくは副収入役も欠けたときは、当該普通地方公共団体の規則で定めた上席の出納員がその職務を代理する。

説明資料	内 容
【 教 育 長 】	
<u>○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月30日法律第162号）</u>	
(設置)	
第2条 都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）町村及び第23条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。	
(組織)	
第3条 教育委員会は、5人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは指定都市が加入するものの教育委員会にあっては6人の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するもの（次条第3項及び第7条第2項から第4項までにおいて単に「町村」という。）の教育委員会にあっては3人の委員をもつて組織することができる。	
(任命)	
第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。	
2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。	
(1) 破産者で復権を得ない者	
(2) 禁錮以上の刑に処せられた者	
3 委員の任命については、そのうち3人以上（前条ただし書の規定により委員の数を3人とする町村にあっては、2人以上）が同一の政党に所属することとなってはならない。	
4 地方公共団体の長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。）である者が含まれるように努めなければならない。	
(任期)	
第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	
2 委員は、再任されることがある。	
(教育長)	
第16条 教育委員会に、教育長を置く。	
2 教育長は、第6条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員（委員長を除く。）である者のうちから、教育委員会が任命する。	
3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法第27条、第28条及び第29条の規定の適用を妨げない。	

説明資料	内 容
	4 教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものとする
<u>○地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年6月30日政令第221号）</u>	
(最初の教育長の互選)	第19条 市町村の設置があつた場合においては、法第16条第2項の規定にかかわらず、最初に法第4条の規定により教育委員会の委員が任命されるまでの間、前条第1項の規定により選任された委員の互選により当該委員（法第12条第1項の規定により委員長に選任された委員を除く。）のうちから定めた者を教育長とするものとする。
(最初に任命される委員の任期)	第20条 市町村の設置後最初に法第4条の規定により任命される教育委員会の委員の任期は、法第5条の規定にかかわらず、その定数が5人の場合にあっては、2人は4年、1人は3年、1人は2年、1人は1年とし、その定数が3人の場合にあっては、1人は4年、1人は3年、1人は2年とする。この場合において、各委員の任期は、当該市町村の長が定める。
(最初の教育委員会の招集)	第21条 新たに設置された市町村において、最初に法第4条の規定により教育委員会の委員が任命された後最初に招集すべき教育委員会の会議は、法第13条第1項の規定にかかわらず、当該市町村の長が招集する。
【 行政委員会 】	
<u>○地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）</u>	
(委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等)	第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。
(1) 教育委員会	
(2) 選挙管理委員会	
(3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあっては公平委員会	
(4) 監査委員	
2 (省略)	
3 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。	
(1) 農業委員会	
(2) 固定資産評価審査委員会	

説明資料	内 容
4 (省略)	
5 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定があるものを除く外、非常勤とする。	
6~8 (省略)	
【 教育委員会 】	
○ <u>地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)</u>	
(教育委員会の職務権限等)	
第180条の8 教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。	
○ <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日法律第162号)</u>	
(設置)	
第2条 都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)町村及び第23条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。	
(組織)	
第3条 教育委員会は、5人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは指定都市が加入するものの教育委員会にあっては6人の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するもの(次条第3項及び第7条第2項から第4項までにおいて単に「町村」という。)の教育委員会にあっては3人の委員をもつて組織することができる。	
(任命)	
第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。	
2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。	
(1) 破産者で復権を得ない者	
(2) 禁錮以上の刑に処せられた者	
3 委員の任命については、そのうち3人以上(前条ただし書の規定により委員の数を3人とする町村にあっては、2人以上)が同一の政党に所属することとなってはならない。	
4 地方公共団体の長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者(親	

説明資料	内 容
	<p>権を行う者及び未成年後見人をいう。)である者が含まれるように努めなければならない。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p><u>○地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年6月30日政令第221号）</u></p> <p>(最初の委員の選任等)</p> <p>第18条 市町村の設置があつた場合においては、法第4条の規定にかかわらず、地方自治法施行令第1条の2の規定による市町村の長の職務を行う者（以下「市町村長職務執行者」という。）が、従来その地域の属していた市町村の教育委員会の委員であつた者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなったもののうちから、当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任するものとし、当該市町村において選任することができる者の数が当該市町村の教育委員会の委員の定数に満たないときは、その不足する数の委員を当該市町村の長の被選挙権を有する者のうちから選任するものとする。</p> <p>2 前項の規定により選任された委員は、法第5条の規定にかかわらず、当該市町村の設置後最初に行なわれる市町村の長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日まで在任するものとする。</p> <p>3 新たに設置された市町村において、第一項の規定により教育委員会の委員が選任された後最初に招集すべき教育委員会の会議は、法第13条第1項の規定にかかわらず、市町村長職務執行者が招集する。</p> <p>(最初に任命される委員の任期)</p> <p>第20条 市町村の設置後最初に法第4条の規定により任命される教育委員会の委員の任期は、法第5条の規定にかかわらず、その定数が5人の場合にあっては、2人は4年、1人は3年、1人は2年、1人は1年とし、その定数が3人の場合にあっては、1人は4年、1人は3年、1人は2年とする。この場合において、各委員の任期は、当該市町村の長が定める。</p>

説明資料

内 容

【 選挙管理委員会 】

○地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）

(選挙管理委員会の設置及び組織)

第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以てこれを組織する。

(選挙管理委員及び補充員の選挙)

第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなつたときも、また、同様とする。

3 委員中に欠員があるときは、選挙管理委員会の委員長は、補充員の中からこれを補欠する。その順序は、選挙の時が異なるときは選挙の前後により、選挙の時が同時であるときは得票数により、得票数が同じであるときはくじにより、これを定める

4~8 (省略)

(任期)

第183条 選挙管理委員の任期は、4年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 補充員の任期は、委員の任期による。

4 委員及び補充員は、その選挙に関し第118条第5項の規定による裁決又は判決が確定するまでは、その職を失わない。

○地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）

(暫定的選挙管理委員)

第4条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、当該普通地方公共団体の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であつた者の互選により定めた者をもつてこれに充てるものとする。ただし、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であつた者の数が新たに設置された普通地方公共団体の選挙管理委員の定数を超えないときは、その者をもつてこれに充て、なお不足があるとき、又は従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者若しくは選挙管理委員であつた者がないときは、第1条の2の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行う者において、従来その地域に属していた地方公共団体の選挙管理委員の補充員たる者又は補充員であつた者(これらの者がないときは、当該普通地方公共団体

説明資料

内 容

の議会の議員及び長の選挙権を有する者)のうちから選任した者をもつてこれに充てるものとする。

2 (省略)

【 監査委員 】

○地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)

(監査委員の設置及び定数)

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては4人とし、その他の市にあっては条例の定めるところにより3人又は2人とし、町村にあっては2人とする。

(選任及び兼職の禁止)

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下本款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。

2 識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が、3人である普通地方公共団体にあっては少なくともその2人以上は、2人である普通地方公共団体にあっては少なくともその1人以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。

3 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び再任用短時間勤務職員と兼ねることができない。

4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。

5 都道府県及び政令で定める市にあっては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない。

(任期)

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては4年とし、議員のうちから選任される者にあっては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)

(監査委員の定数4人の市)

第140条の2 地方自治法第195条第2項に規定する政令で定める市は、人口25万以上の市とする。

説明資料	内 容
(地方自治法第196条第2項に規定する職員)	
第140条の3 地方自治法第196条第2項に規定する当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものは、当該普通地方公共団体の常勤の職員（同条第4項に規定する監査委員を除くものとし、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）第1条の規定による改正前の地方自治法 附則第8条の規定により官吏とされていた職員及び警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官を含む。）及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とする。	
(地方自治法第196条第5項に規定する市)	
第140条の4 地方自治法第196条第5項に規定する政令で定める市は、人口25万以上の市とする。	
【 固定資産評価審査委員会 】	
<u>○地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）</u>	
(その他の委員会の職務権限等)	
第202条の2	
1～4（省略）	
5 収用委員会は別に法律の定めるところにより土地の収用に関する裁決その他の事務を行い、海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会は別に法律の定めるところにより漁業調整のため必要な指示その他の事務を行い、固定資産評価審査委員会は別に法律の定めるところにより固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定その他の事務を行う。	
<u>○地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）</u>	
(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)	
第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。	
2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。	
3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。	
4 市町村長は、固定資産評価審査委員会の委員が欠けた場合においては、遅滞なく、当該委員の補欠の委員を選任しなければならない。この場合において当該市町村の議会が閉会中であるときは、市町村長は、前項の規定にかかわらず、議会の同意を得ないで補欠委員を選任することができる。	

説明資料

内 容

- 5 市町村長は、補欠の委員を選任した場合においては、選任後最初の議会においてその選任について事後の承認を得なければならない。この場合において事後の承認を得ることのできないときは、市町村長は、その委員を罷免しなければならない。
- 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の条例の定めるところによって、委員会の会議への出席日数に応じ、手当を受けることができる。
- 8 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものもつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。
- 9 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものもつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

説明資料		
内 容		
先 進 事 例	ひたちなか市	2市の特別職の身分については、2市の長が協議して定めるものとする。
	あきる野市	特別職の身分の取扱いについては、2市町の長が別に協議して定めるものとする。
	篠山市	新市の職務執行者については、4町の長が別に協議して定めるものとする。 行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の規定がある場合は、その規定を適用する。規定のない場合は、新町において新たに選任するものとする。
	西東京市	市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長、常勤監査委員を置く。 ア 任期は、各法令に定めるところによる。 イ 報酬は、現行報酬額をもとに調整する。 議會議員の報酬は、現行報酬額をもとに調整する。 行政委員会の委員数・任期は、各法令の定めるところによる。 報酬は、現行報酬額をもとに調整する。 審議会・委員会等の付属機関は、次のとおり取り扱うものとする。 ア 現に両市で設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。 イ 一方の市にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。 ウ 人数、任期、報酬額は、現行の制度をもとに調整する。 その他の特別職は、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。
		3市の特別職の身分の取扱いについては、3市の長が別に協議して定めるものとする。
		特別職の職員については、その設置・人数・任期について、法令の定めるところに従い、調整する。 法令等の定めがない場合は新市において新たに設置する。
		報酬等については、5町村の町が関係機関と協議して合併までに調整する。

説明資料	
内 容	
先 進 事 例	<p>特別職の職員(消防団員は除く。)については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。</p> <p>(1) 町長・助役・収入役・教育長 任期等は法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例を基に調整する。</p> <p>(2) 議員・農業委員 定数及び任期の取扱いについては、別途協議のとおりとする。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例を基に調整する。</p> <p>(3) 教育委員・監査委員・選挙管理委員・固定資産評価審査委員 委員の数、任期は法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例を基に調整する。</p> <p>(4) その他の委員 3町すべてに設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。 1町又は2町にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。 委員数、任期、報酬額等は現行の制度を基に調整する。</p>
	宗像市 2市町の特別職の身分の取扱いについては、2市町の町が別に協議して定めるものとする。各種審議会等の附属機関については、新市において当該附属機関のあり方を検討した上で設置する。
	南アルプス市 特別職（各種行政委員会の委員を含む）及び各種附属機関の委員等の身分の取扱いについては、法令等に定めがあるものを除き、任意に設置するものについて新市において必要に応じその都度設置する。

説明資料		内 容	
先進事例		<p>大崎上島町</p> <p>特別職の職員（消防団員は除く）については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。</p> <p>町長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。給料月額は、現行金額及び同規模の自治体の例などをもとに調整する。</p> <p>町議会議員及び農業委員会委員の報酬の額は同規模の自治体の例などをもとに調整する。</p> <p>教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例などをもとに調整する。</p> <p>その他の条例で定める特別職の職員については、3町すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。1町又は2町にのみ設置されているものについては、その必要性を判断して、合併時までに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度を基に調整する。</p>	

説明資料

内 容		
秋田県内の合併協議会の事例	協 議 会 名 ()内は新市名称	調 整 内 容
	仁賀保・金浦・象潟町合併協議会 (にかほ市)	1 特別職の職員の設置・人数・任期については、法令等の定めるところによる。法令等の定めがない場合は、新市において調整する。 2 特別職の職員の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。
	本荘由利一市七町合併協議会 (由利本荘市)	1 特別職の職員の設置・人数・任期については、法令等の定めるところによる。法令等の定めがない場合は、新市において調整する。 2 特別職の職員の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。
	千畠町・六郷町・仙南村合併協議会 (美郷町)	特別職の身分の取扱いについては、次のとおりとする。 1 特別職（議会議員、農業委員会委員及び消防団員を除く。）の職員の設置・人数・任期については、法令等の定めるところにより調整する。法令等の定めがない場合は、合併時までに調整し、必要のあるものについては、新町において設置する。 2 特別職の職員の報酬については、現行の報酬額及び同規模の団体の報酬額を参考として合併時までに調整する。
	大曲仙北合併協議会 (大仙市)	特別職の職員の設置・人数・任用については、法令等の定めるところに従い調整する。法令等の定めがない場合は、新市において新たに調整する。 特別職の職員の報酬については、類似団体等の特別職の職員の報酬額を参考に調整する。
	田沢湖・角館・西木合併協議会	1 特別職の職員の設置・人数・任用については、法令等の定めるところに従い調整する。法令等の定めがない場合は、新自治体において新たに設置する。 2 特別職の職員の報酬については、現行報酬額及び類似団体の特別職の職員の報酬額を参考に調整する。
	湯沢鉢巻合併協議会 (湯沢市)	1 特別職の職員の設置・人数・任期については、法令等の定めるところにより調整する。法令等の定めがない場合は、合併時までに調整し、必要のあるものについては新市において設置する。 2 特別職の職員の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の例を参考に調整する。
	天王町・昭和町・飯田川町合併協議会 (潟上市)	1 特別職の設置・人数・任期については、法令等の定めるところによる。法令等の定めがない場合は、新市において調整する。 2 特別職の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。

説明資料		内 容
		調 整 内 容
秋田県内の合併協議会の事例	協 議 会 名 ()内は新市名称	調 整 内 容
	秋田市・河辺町・雄和町合併協議会 (秋田市)	-
	横手平鹿合併協議会	<p>1 特別職の職員の設置・人数・任期については、法令等の定めるところにより調整する。法令等の定めがない場合は、合併時までに調整し、必要のあるものについては新市において設置する。</p> <p>2 特別職の職員の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の例を参考に調整する。</p>
	五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会	-
	大館市・田代町合併協議会	-